

○LED照明器具導入支援補助金交付要綱

令和8年5月15日

田野町要綱第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般照明用蛍光灯が2027年末までに製造・輸出入が禁止となることをうけ、スムーズなLED照明器具への切り替えを促進し、町民の家計支援と、安心安全な暮らしを守るため、LED照明器具導入支援補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「LED照明器具」とは、発光ダイオードを利用した照明器具であって、主に住宅の居住部分に固定して使用するものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 田野町内に住所を有し、現に居住している世帯主である者
- (2) 自ら居住する住宅の照明器具をLED照明器具へ交換する者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 暴力団員等でない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) LED照明器具の購入費
- (2) LED照明器具の設置工事費
- (3) 既存照明器具の撤去処分費
- (4) その他町長が適当と認める経費

2 次に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) 電球又は蛍光灯のみの交換費用
- (2) 中古品の購入費
- (3) ポイント利用分に相当する費用
- (4) その他町長が不相当と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、1世帯5万円を上限とする。

2 補助金の申請は1世帯1回までとする。ただし、町長が認める場合はその限りではない。

3 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(計画書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、LED照明器具の購入又は設置工事を実施する前に、予め田野町LED照明器具導入計画書(別記様式1)(以下、計画書という)を町長に提出し承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、承認(不承認)通知書(別記様式2)により通知するものとする。

(補助金申請兼請求)

第7条 前条第2項の承認を受けた者は、事業完了後、田野町LED照明器具導入支援補助金申請書兼請求書(別記様式3)(以下、申請書)を町長に提出しなければならない

(補助金交付決定通知)

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとし、その旨を田野町LED照明器具導入補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の額を決定した後、申請書に基づき補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の全部又は、一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。